

返戻金制度に関する事項

当社が求人者に対して紹介した候補者が求人者に雇用された日から3ヶ月未満に当人の一身上の都合で退職した場合は受領した当該候補者についての紹介手数料の50%を求人者に返金するものとする。

但し、求人者の採用決定者に対する処遇及び他の労働条件が採用決定時労働契約内容と著しく異なる、または労働基準法等の法令違反に起因する退社の場合はこの限りではない。